

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月10日

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 田 博 久

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

【電話番号】 大阪(06)4802局0181番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画部長 宮 田 浩 二

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州ホールディングス 企画部

【電話番号】 大阪(06)4802局0013番

【事務連絡者氏名】 取締役企画部長 宮 田 浩 二

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	19,992,210,000円
オーバーアロットメントによる売出し	3,127,813,500円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年4月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年4月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種 類	発行数	内 容
普通株式	37,000,000株	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成27年4月10日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から5,550,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成27年4月10日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式5,550,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式と異なる種類の株式として、第二種優先株式、第三種優先株式、第1回ないし第3回第四種優先株式、第1回ないし第3回第五種優先株式、第1回ないし第6回第六種優先株式及び第1回ないし第6回第七種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。
優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であります。
優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、優先株主は、第1回ないし第6回第六種優先株式を有する優先株主及び第1回ないし第6回第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します。これは、優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、議決権を制限する内容としたことによるものであります。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年4月21日(火)から平成27年4月23日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	37,000,000株	19,992,210,000	9,996,105,000
計(総発行株式)	37,000,000株	19,992,210,000	9,996,105,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年4月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自平成27年4月24日(金) 至平成27年4月27日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年5月1日(金) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年4月21日(火)から平成27年4月23日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.senshuikedada-hd.co.jp/) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年4月20日(月)から平成27年4月23日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年4月21日(火)から平成27年4月23日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年4月21日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年4月22日(水) 至 平成27年4月23日(木)」、払込期日は「平成27年4月28日(火)」

発行価格等決定日が平成27年4月22日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年4月23日(木) 至 平成27年4月24日(金)」、払込期日は「平成27年4月30日(木)」

発行価格等決定日が平成27年4月23日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年4月21日(火)の場合、受渡期日は「平成27年4月30日(木)」

発行価格等決定日が平成27年4月22日(水)の場合、受渡期日は「平成27年5月1日(金)」

発行価格等決定日が平成27年4月23日(木)の場合、受渡期日は「平成27年5月7日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社池田泉州銀行 本店営業部	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	22,200,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	6,290,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,290,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,110,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,110,000株	
計		37,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
19,992,210,000	99,000,000	19,893,210,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年4月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,893,210,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限2,983,831,500円と合わせ、手取概算額合計上限22,877,041,500円について、当社グループの財務基盤の強化のため、全額を平成27年6月末までに株式会社池田泉州銀行への出資に充当する予定であります。なお、株式会社池田泉州銀行では、当該出資金を平成28年3月期において地元中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	5,550,000株	3,127,813,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から5,550,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.senshuiked-hd.co.jp/>) (新聞等) で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 当社は優先株式についての定めを定款に定めております。当該優先株式の単元株式数及び議決権の有無等につきましては、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 5」に記載のとおりであります。

4 売出価額の総額は、平成27年4月7日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年4月24日(金) 至 平成27年4月27日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成27年5月7日(木) () であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社当社株主から5,550,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、5,550,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年4月10日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式5,550,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年5月26日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年5月19日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 5,550,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成27年5月25日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成27年5月26日(火) |

(7) 申込株数単位 100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年4月21日(火)の場合、「平成27年4月24日(金)から平成27年5月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年4月22日(水)の場合、「平成27年4月25日(土)から平成27年5月19日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年4月23日(木)の場合、「平成27年4月28日(火)から平成27年5月19日(火)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年4月11日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年4月21日から平成27年4月23日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

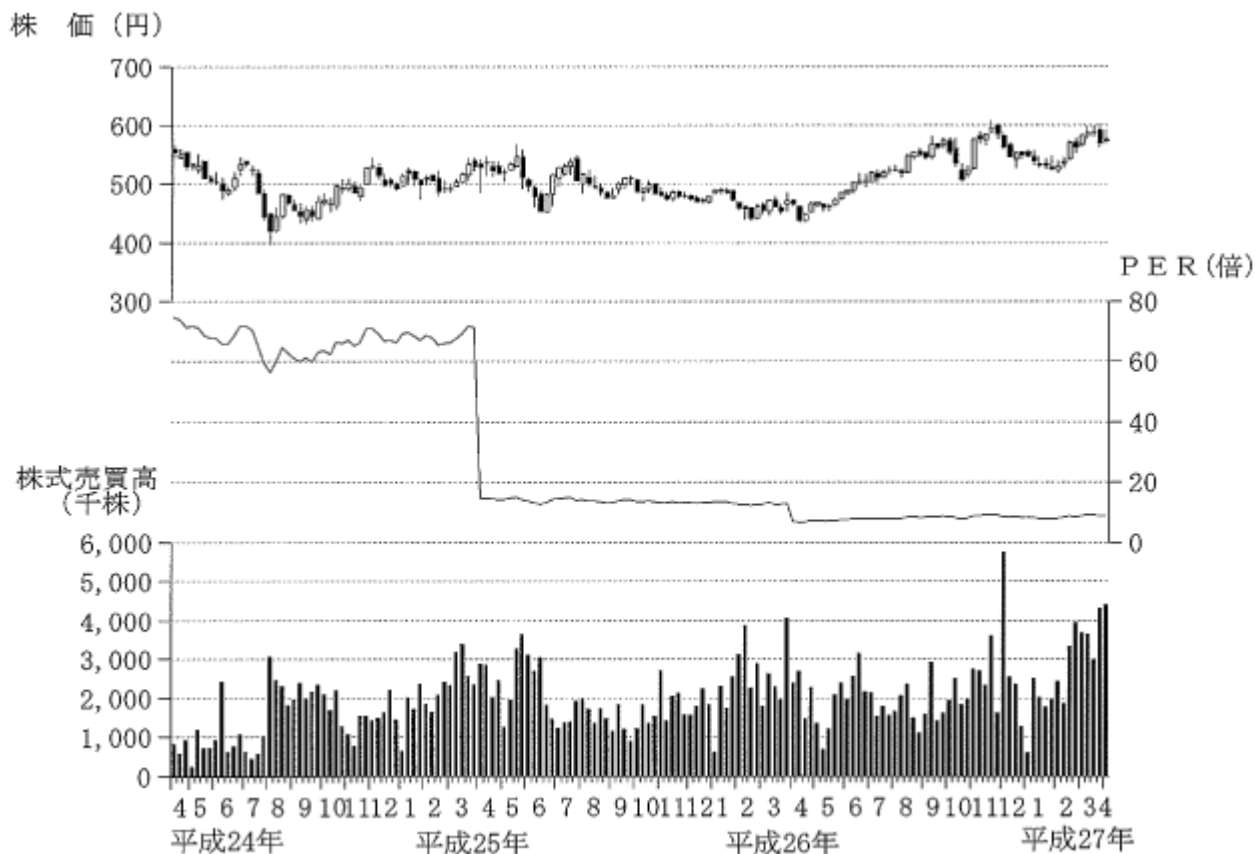
- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.senshukeda-hd.co.jp/)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年4月9日から平成27年4月3日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は平成24年8月1日付で株式併合(株式5株を1株の割合で併合)を行っておりますので、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2ないし4に記載のとおり、当該株式併合を考慮したものとしております。

2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、当該株式併合の併合前売買最終日以前の株価については、当該株価に5を乗じて得た数値を株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、当該株式併合の併合前売買最終日以前は当該終値に5を乗じて得た数値を週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

平成24年4月9日から平成25年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用(同有価証券報告書において当該株式併合が平成24年3月期の期首において行われたと仮定して平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益が算出されているため。)

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年4月3日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

- 4 株式売買高については、当該株式併合の併合前売買最終日以前は当該株式売買高を5で除して得た数値を株式売買高としております

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年10月10日から平成27年4月3日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行 (注)2	平成26年 12月19日	平成27年 1月5日	変更報告書 (注)1	11,869,593	4.41
三菱UFJ信託銀行株式会社				13,708,515	5.09
三菱UFJ投信株式会社				294,000	0.11
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社				301,116	0.11

- (注)1 株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者であります。
- 2 提出者(大量保有者)株式会社三菱東京UFJ銀行における「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄において、以下の記載がなされております。
信託契約 三菱UFJ信託銀行株式会社 9,860,700株
当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者(共同受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)、信託期間を平成25年4月8日から平成30年3月30日までとして、信託対象株式を売却することを目的とした信託契約を締結しております。
- 3 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月1日関東財務局長に提出

事業年度 第6期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月28日関東財務局長に提出

事業年度 第6期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月6日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成26年9月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成27年2月23日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の平成27年2月23日提出の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年3月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)までの間において変更及び追加がありました。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は、当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、それぞれ一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

「対処すべき課題」

当社グループの地盤とする大阪ベイエリアは、阪神港と3つの空港を有し、東京都に匹敵する人口と事業所が高密度に存在する全国有数の恵まれたマーケットです。

当社グループは、こうした「地域力(ポテンシャル)」を活かし、地域の活性化を促していくことが地元金融機関グループとして、私どもに与えられた責務であるとの認識の下、積極的に「地域力」を高める努力をし、結果として、当社グループも地域とともに成長していく「ビジネスモデル(地域密着型金融)」を推進してまいります。

このビジネスモデルを具体化するために、当社グループはグループ経営戦略として、「効率化の徹底」「アライアンスの推進」「競争力強化のための3つの独自戦略(成長戦略)」を掲げています。

「効率化の徹底」におきましては、業務プロセスの見直しによる重複業務の削減等、業務効率化に加え、事務体制や人員戦略を一体的に検討し、ローコストオペレーションを実現してまいります。

「アライアンスの推進」におきましては、独立系の金融機関ならではの系列・グループにとられない自由度の高い独自ネットワークを活かし、お客さまのニーズに合った高品質の商品・サービスを提供いたします。

「競争力強化のための3つの独自戦略(成長戦略)」では、「親切で新しい」をモットーに戦略3本部(アジアチャイナ本部・プライベートバンキング本部・先進テクノ本部)による以下のような取り組みを通じて、当社グループの独自戦略としての「地域第一主義」「独自の提案力」に更に磨きを掛けつつ、お客さまサービスの向上に努めてまいります。

(1) アジア・チャイナビジネスのサポート力強化

蘇州事務所で集積したニーズ・実績、独立系地銀ならではの自由で幅広いネットワークを活用して、アジアチャイナ全域におけるお客さまに対するサポート力を飛躍的に高めてまいります。

(2) プライベートバンキング業務の推進

高品質な専門家ネットワークにより付加価値の高いサービスを提供し、法人・個人を問わず、「プロが」「中長期的に」「幅広く」「オーダーメイドで」様々なニーズに対応いたします。

(3) 産学官連携推進と先進テクノ企業をサポート

関西主要大学・公的機関との緊密な産学官ネットワークを活用し、助成金応募先等の先進技術をもった企業の育成・サポートを行ってまいります。

このグループ経営戦略をもとに将来の環境変化を踏まえた持続可能な収益ビジネスモデルを付加し、平成26年5月に「長期経営計画～2020年度に向けて」を策定しました。長期経営計画では、「収益力の拡大」、「強靱な企業体質の確立」、「自己資本の充実」の3項目を重点戦略とし、新たな収益モデルを目指してまいります。

今後重点的に強化するマーケットは、「中小企業・オーナー」、「地元地主層」、「個人シニア層」とし、如何にして変化に対応するかを明確化しました。

- ・法人新規獲得や住宅ローンの取組みを、「将来のビジネス」に向けた「入口」と位置付ける。
- ・高齢者ビジネスは、事業承継、医療介護ビジネス、大相続時代到来下の相続税法改正への対応を図る。
- ・海外ビジネスとして、海外進出支援やASEAN共同体、TPP、EPAへの対応を図る。

また、収益機会の拡大に向け取組むべき新しい7つの施策を設定しました。

- 貸出業務は「収益」ビジネスの入口
- 世代を繋ぐビジネスへの取組み
- 住宅ローンストックを活かした商品提案の多様化

預り資産の増強アジアチャイナ戦略の更なる強化チャネル戦略の変革BPR(コスト削減)

以上をもとに、地元中小企業向け貸出、住宅ローンや消費者ローンを中心とした貸出ポートフォリオを構築し、預り資産ビジネスやプライベートバンキング業務、アジア・チャイナビジネスなどに注力し、収益力の拡大、企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、「長期経営計画～2020年度に向けて」に掲げた重点戦略の一つである「自己資本の充実」を遂行し、長期経営計画の達成を確実なものとするため、平成27年2月に「長期的資本政策」を策定しました。

(長期的資本政策)1.概要

平成27年4月7日をもって、第二種優先株式250億円(社債型優先株式)から、第1回第七種優先株式250億円(強制転換条項付優先株式)への入れ替えを実施しております。具体的には、第三者割当により第1回第七種優先株式を発行し、当該資金調達等により第二種優先株式の取得及び消却を行っております。

また、普通株式37,000,000株の一般募集及びこれと同日付をもって決議された本件第三者割当増資5,550,000株(全部又は一部につき申込みが行われず、発行数が減少し又は発行そのものが全く行われない場合があります。詳細につきましては、前記「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。)により最大42,550,000株の新株式発行による資本調達を行います。

これにより、銀行持株会社及び銀行の自己資本比率規制である「パーゼル」に、将来に亘って安定的に対応する目途が立てられるものと考えております。従って、現在の第二種～第七種優先株式の発行枠につきましては、既に発行しているもの及び今後発行するものを除いて、全て、次回の株主総会にて削除及び減額する方向で検討しております。今後は、地域活性化、地方創生等に繋がる積極的な戦略に更にスピードを上げて取り組み、「長期経営計画」の達成に向けた確実性を高めるべく取り組んでまいります。

今後の長期的な資本政策としては、「長期経営計画」の遂行による内部留保の大幅な積み上げにより、既存の劣後債務及び優先株式につきましては、順次現金償還、買入消却を行っていく方針です。

併せて、今後蓄積される内部留保をもとに、株主還元を強化します。具体的には、「ROE」や「株主還元比率」を経営目標に導入すると共に、将来は自社株買い等にも積極的に取り組む方針です。

2.目的・狙い(1) 長期経営計画の達成に向けた確実性を高める

長期経営計画においては、「自己資本の充実～最適な長期的資本政策の遂行」を重点施策として掲げる中、今回、2020年度を展望して必要かつ最小限の資本調達を行い、これをもって長期経営計画における経営課題である「最適な資本政策遂行」を「完了」できるものと考えております。

今後は、経営資源を「地元」「中小企業」等に集中し、長期経営計画の施策を更にスピードを上げて具現化していくことで収益拡大につなげ、長期経営計画の収益計画を確実に遂行すべく取り組んでまいります。

更に、当社がこれまで取り組んできた地元企業や地域社会との「共生」を目指した諸施策は、現在、国を挙げて推進中の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』にそのまま繋がるものであり、これに更に積極的に取り組むことで、地域活性化、地方創生に寄与してまいります。

(2) パーゼル 対応に目途

平成26年3月末より適用開始となった新しい自己資本比率規制(パーゼル)により、自己資本の定義が変更となりました。

当社グループは、従来から自己資本比率10%前後を安定的に確保し、健全経営を行ってまいりましたが、資本構成の入替が適当と判断しました。

計画している資本調達と今後、長期経営計画を遂行することで、現在の劣後債務や優先株式を全て現金償還、買入消却しつつ、将来に亘って「パーゼル」に安定的に対応していく目途が立ち、資本政策上の課題を一気に解決できるものと考えております。

(3) 「配当金+劣後債務費用」の削減による内部留保蓄積

バーゼル の自己資本比率規制下にある当社にとりましては、「配当金(普通株式+優先株式)+劣後債務費用」が、いわば「資本関連コスト」として必要となりますが、優先株式の入れ替えを行うことで調達コストが低下するため、普通株式増資を行った後も、この「資本関連コスト」はほぼ横ばいで推移するものと考えております。更に、今後内部留保の蓄積により劣後債務や優先株式の現金償還、買入消却を進めることで、将来はこれが大きく低下していくものと考えております。

長期経営計画の遂行により、安定的な自己資本比率を維持しながら、内部留保蓄積力を強化してまいります。

(4) 今後の資本政策～株主還元強化とROEを重視した経営

今後蓄積される内部留保をもとに、株主還元を強化します。「株主還元比率」を経営目標に導入すると共に、将来は自社株買い等にも積極的に取り組んでいく方針です。

また、「ROE」を経営目標に導入いたします。収益力の強化と株主還元を同時にしっかりと進めることで、ROEを安定的に高めていくよう、努めていく方針です。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年4月10日)現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 事業戦略に関するリスク

当社グループは、東京都に匹敵する人口と事業所が高密度に存在する大阪ベイエリアという全国有数の恵まれたマーケットを地盤とする当社グループの「地域力(ポテンシャル)」を活かし、その「地域力」を高めることで、当社グループも地域とともに成長していくビジネスモデルを推進しており、そのための経営の基本戦略として、業務効率化によるコスト削減や組織・人員の再配置等による「効率化の徹底」、外部との提携による当社グループの預り資産ビジネスの強化等の「アライアンスの推進」、「競争力強化のための3つの独自戦略(成長戦略)」を掲げております。また、成長戦略においては、アジア・チャイナ本部、先進テクノ本部、プライベートバンキング本部の戦略3本部を核として、それぞれにおいて、アジア・チャイナ全域におけるお客さまに対するサポート力の強化、企業オーナーの様々なニーズへの対応、先進技術をもった企業の育成・サポートといった取り組みを行っております。

しかしながら、企図した経営戦略や戦略本部の取組みが当初想定していた結果をもたらさない、また事業計画が達成できない等により、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 優先株式の発行又は取得に関するリスク

当社は、第三種優先株式及び第1回第七種優先株式を発行しており、左記以外にも第1回ないし第3回第四種優先株式、第1回ないし第3回第五種優先株式、第1回ないし第6回第六種優先株式及び第2回ないし第6回第七種優先株式を発行することができることとしております。当社は、当社グループとしての最適な資本政策を常に検討しており、今後、必要に応じて優先株式を発行する場合又は優先株式を取得する場合には、当社グループの財政状態、分配可能額や当社の株価が影響を受ける可能性があります。

(3) 優先株式による希薄化リスク

当社は、平成27年2月23日開催の当社取締役会において、第1回第七種優先株式(以下「同優先株式」という。)を25,000,000株発行することを決議し、同年4月7日に発行いたしました。同優先株式は、取得請求権のない優先株式であり、第1回第七種優先株主(以下「同優先株主」という。)は、当社普通株式を対象とした取得請求権を有しません。当社は、平成34年7月1日以降、一定の条件の下、法令上可能な範囲で同優先株式を金銭を対価として取得することができる他、株主総会の決議に基づき同優先株主との合意により同優先株式の金銭による取得をすることもできます。ただし、これらの取得が実施されなかった場合には、平成37年3月31日に当社が同優先株式を取得するのと引換に当社普通株式を交付いたします(以下「一斉取得」という。)

同優先株式に係る一斉取得において交付する普通株式数は、平成37年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額により算出するため現時点では未確定であります。仮に下限取得価額で株式を交付するとした場合、当社は最大で52,631,578株の当社普通株式を同優先株主に対し交付する可能性があり、当社の発行済普通株式数が増加します。

当社は、同優先株式を金銭により取得する方針を有しておりますが、同優先株式の一斉取得により、当社の発行済普通株式数が増加し、当社普通株式の既存持分の希薄化が生じる可能性があります。

(4) 地域経済への依存のリスク

当社グループは、関西地区を主要な営業基盤としております。当社グループは、関西地区のうちの特定の地域又は特定の顧客へ過度に依存することがないように営業を行っておりますが、主要な営業地域の経済が悪化した場合には、取引先の業況悪化等を通じて信用リスクが増大し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競争に関するリスク

当社グループの主要な営業基盤は、既存のメガバンクや他の地元金融機関に加え、近隣地銀の参入等もあり、今後一層の競争激化が予想されます。当社グループがこのような事業環境の影響を受け、計画している営業戦略が奏功しないこと等により、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 持株会社のリスク

当社が銀行子会社及び関連事業を営む子会社・関連会社から受け取る配当については、一定の状況下で、様々な規制等により、その金額が制限される場合があります。また、これら会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は当社株主に対し配当を支払えなくなる可能性があります。

(7) 信用リスク

貸出先の財務状況悪化等に起因する信用リスクは当社グループが保有する主要なリスクであり、当社グループの不良債権は、景気動向や、不動産価格及び株価の変動、貸出先の経営状況等によっては増加する可能性があります。その結果、現時点の想定を上回る信用コストが発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 市場リスク

当社グループの市場関連業務においては、様々な金融商品での運用を行っており、金利・為替・株式等の相場変動の影響を受けます。これらのリスクに対しては、ヘッジ取引等によりリスクのエクスポージャーを低減するための諸施策を実施しておりますが、かかる施策によって必ずしもこれらのリスクを完全に回避することができないわけではありません。当社グループの予想を超える変動が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 流動性リスク

内外の経済情勢や市場環境の変化等により、資金繰りに影響をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたりする可能性があります。また、外部の格付機関が当社や銀行子会社の格付けを引き下げた場合等にも、不利な条件での資金調達取引を余儀なくされる可能性があります。

(10) 事務リスク

当社グループでは、事務処理手続きに関する諸規定を定め、それに則った正確な事務処理を励行することを徹底し、事務事故の未然防止を図るため事務管理体制の強化に努めております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重大な事故・不正等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムリスク

当社グループは、銀行子会社における営業店、ATM及び他行とを結ぶオンラインシステムや顧客情報を蓄積している情報システムを保有しております。当社グループでは、コンピュータシステムの停止や誤作動又は不正利用等のシステムリスクに対してシステムの安全稼働に万全を期すほか、厳格な情報管理を行い、運用面での対策を実施しております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重大なシステム障害が発生した場合には、決済業務に支障をきたす等当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人的リスク

他の金融機関や異業種との競合の結果として当社グループの求める人材を確保できない場合、人材の流出や士気の低下、法令等遵守の観点から問題となる行為等が発生した場合には、当社グループの経営成績や業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 有形資産リスク

災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損や執務環境等の質の低下等が発生した場合には、当社グループの業績や業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。特に、南海地震・東南海地震等の大規模自然災害が発生した場合、当社グループ自身の被災による損害のほか、取引先の被災による業績悪化が、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 各種規制の変更リスク

当社は、池田泉州銀行及び池田泉州T T証券を子会社とする持株会社として、事業運営上の様々な公的規制や金融システム秩序維持のための諸規制・政策のもとで業務を遂行しておりますが、これらの諸規制・政策は、今後の経済及び金融市況、又は金融機関への規制に関する世界的な潮流等に応じて、変更される可能性があります。このような諸規制・政策の変更については、現時点でその影響を正確に予測することは困難ですが、その変更内容及び事業運営に及ぼす影響の程度によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 風説・風評の流布によるリスク

銀行業界及び当社グループに対するネガティブな報道を含め、悪質な風説や風評の流布は、それが正確であるか否かにかかわらず、また、当社グループに該当するか否かにかかわらず、当社グループの財政状態及び経営成績並びに当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 外部委託に関するリスク

当社グループは、様々な業務に関して外部への委託を行っております。業務の外部委託に当たっては、委託先の適格性などの検証を行うとともに、委託先の管理に努めておりますが、委託先において、委託業務遂行への支障が生じた場合や、情報の漏えい、紛失、不正利用などがあった場合には、当社グループの管理態勢に対する信頼が毀損され、また、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 繰延税金資産に関するリスク

現時点の会計基準では、ある一定の状況において、実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。当社グループは、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき繰延税金資産を貸借対照表に計上しておりますが、今後も、当社グループの将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の一部又は全額の回収ができないと判断される場合や、将来的に制度の変更により繰延税金資産の算入額が規制された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)自己資本比率に関するリスク

当社グループは、連結自己資本比率を平成18年金融庁告示第20号に定められる国内基準(4%)以上に維持する必要があります。また、当社グループの銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を平成18年金融庁告示第19号に定められる国内基準(4%)以上に維持する必要があります。これらの「告示」の一部改正が平成25年3月8日に公布され、規制上の自己資本を普通株式・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義する等の新しい基準が平成26年3月31日から適用されております。

当社グループ又は銀行子会社の自己資本比率が、求められる水準を下回った場合、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止命令等を含む様々な命令を受けるとなり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループ又は銀行子会社の自己資本比率に影響を与える主な要因として以下のものがあります。

- ・不良債権処理額の増加による与信関連費用の増加
- ・株価の下落、市場金利の上昇
- ・繰延税金資産の取崩し
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な展開

(19)情報漏洩に関するリスク

当社グループでは、膨大な顧客情報を保有しているため、情報管理に関する内部管理体制の整備により、情報資産の厳正な管理に努めております。しかしながら、顧客情報や経営情報などの漏洩、紛失、改ざん、不正利用等が発生し、当社グループの信用低下等が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20)退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づき算出しております。これらの前提条件が変更された場合、又は実際の年金資産の時価が下落した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21)固定資産減損に関するリスク

今後の経済環境の動向や不動産価格の変動等により、当社グループが所有する固定資産に減損処理に伴う損失が発生し、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22)外的要因に関するリスク

自然災害やテロ等外部要因によるシステムや社会インフラの大規模な障害発生等及び感染症(新型インフルエンザ等)の流行等により、当社グループの業務の一部が不全となった場合、当社グループの経営成績や業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23)訴訟等のリスク

当社グループは事業活動を行う上で、会社法、金融商品取引法、銀行法等の法令諸規制を受けるほか、各種取引上の契約を締結しております。当社グループはこれら法令諸規制や契約内容が遵守されるよう法務リスク管理等を行っておりますが、法令解釈の相違、法令手続きの不備により法令諸規制や契約内容を遵守できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24)内部統制の構築等に関するリスク

当社は、金融商品取引法に基づき、連結財務諸表に関して財務報告に係る内部統制報告書を開示しております。また、会社法上の規定に従い、内部統制システムの構築を行っております。

当社グループとして、金融商品取引法や会社法等に基づく内部統制に関する体制の構築・維持・運営に努めておりますが、予期しない問題が発生した場合等において内部統制について開示すべき重要な不備が存在する等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績並びに当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社池田泉州ホールディングス 本店
(大阪府大阪市北区茶屋町18番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。